

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第9条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」が記載されていなかったため、記載すること。	恵那県事務所
2	共通	3 運営	運営規程	・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第75条 ・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第131条第1項第1号 ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第29条	運営規程を変更していたが、県に届出していなかった。運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に県へ届け出ること。	恵那県事務所
3	共通	3 運営	運営規程	・介護保険法第75条 ・介護保険法施行規則第131条第1項第1号 ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第29条	運営規程に定められている内容に誤りがあったため、正しく記載すること。	恵那県事務所
4	共通	1 人員	勤務体制の確保等	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第30条第1項	月ごとに作成している職員の勤務表について、事業所ごとに、職務の内容、常勤・非常勤の別を明確にすること。	恵那県事務所
5	共通	3 運営	緊急時等の対応	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第70条 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第69条	利用者の病状の急変など、緊急時に速やかに必要な措置を講じることができるよう緊急時対応マニュアル等を整備すること。	恵那県事務所
6	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第9条第1項 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第50条の2第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書の同意が確認できない事例があったため、確実に同意を得ること。なお、当該同意については、利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいこと。	恵那県事務所
7	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第9条第1項、第139条、第205条第1項 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第50条の2第1項、第197条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ、第3の8(3)ア、第3の10(3)ア ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第7条第1項 ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱 第2の3(2)	利用者に交付する重要事項説明書に「事故発生時の対応」が記載されていなかったため、記載すること。	恵那県事務所
8	共通	3 運営	運営規程	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第88条、第97条 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第89条	運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」が定められていなかったため、定めること。	恵那県事務所
9	共通	3 運営	非常災害対策	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第100条 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第115条の4 ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第32条第1項 ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱第2の3の(29)ア ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第80号）第32条第1項 ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準要綱 第2の3 (27)ウ ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長他通知） ・防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知（令和元年6月6日 厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡）	水害・土砂災害に対処するための非常災害対策計画が策定されていなかったため、計画を策定するとともに、水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施すること。 また、当該計画において、利用者の避難を開始する目安として「警戒レベル3（高齢者等避難）」が市において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員が認識しておくこと。	恵那県事務所
10	共通	3 運営	勤務体制の確保等	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第98条第4項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の6(3)オ(エ)	職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じること。	恵那県事務所
11	共通	3 運営	非常災害対策、避難確保計画	・岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第100条 ・土砂災害防止法第8条の2 ・平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」 ・水防法（昭和24年6月4日号外法律第193号）第15条の3	避難確保計画を作成し、計画に基づく訓練を実施すること。	恵那県事務所
12	共通	3 運営	運営規程	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 第97条 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の6(3)エ(エ) ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第29条	運営規程において、「サービス（施設）の利用に当たっての留意事項」が定められていなかったため、定めておくこと。	恵那県事務所
13	共通	3 運営	非常災害対策	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第100条第1項 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第115条の4第1項	消火・避難訓練について、年2回の確認ができなかったため、年2回必ず実施すること。	恵那県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
14	共通	3 運営	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例77号）第100条 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の6(3)キ(7)準用 	風害に対処するための非常災害対策計画が策定されていなかったため、計画を策定すること。	恵那県事務所
15	共通	3 運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第29条、第52条 	運営規程に「緊急時等における対応方法」が記載されていなかったため、記載すること。	恵那県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第24条第2項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)セ(ア) 	<p>訪問介護計画が居宅サービス計画の内容に沿っていない事例があった。訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p> <p>なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。</p>	恵那県事務所
2	訪問介護	1 人員	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第30条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)ト(ア) 	<p>月ごとに作成している職員の勤務表について、事業所ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</p>	恵那県事務所
3	訪問介護	4 報酬	訪問介護員等の員数	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第8条第2項 ・介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）第3条 ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第6条第1項 ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1注1 	<p>訪問介護員等としての資格を有していない従業者がサービスを提供していた。資格を有していない従業者がサービスを提供したことは、介護保険法第8条第2項に該当しないため、報酬算定の見直しを行うこと。</p>	恵那県事務所
4	訪問介護	1 人員	訪問介護員等の員数	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第6条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第2の2(1)、第3の1(1)ア 	<p>訪問介護員等の員数は常勤換算方法で2.5以上となるよう、適正な勤務体制を維持すること。</p>	恵那県事務所
6	(介護予防)訪問看護	3 運営	訪問看護計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第68条第2項第3号 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第74条第2項第3号 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月30日老企第55号）2(1)(2) 	<p>利用者に交付している訪問看護計画書が標準様式の内容を満たしていなかった。利用者に交付する訪問看護計画書を任意様式で作成する場合は、標準様式に記載する事項を満たすこと。</p>	恵那県事務所
7	(介護予防)訪問看護	1 人員	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第30条第1項 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第70条の2第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の3(3)コ(第3の1(3)ト(ア)) 	<p>月ごとに作成している職員の勤務表について、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p>	恵那県事務所
8	(介護予防)訪問看護	3 運営	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第68条 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の3(3)オ(イ) 	<p>訪問看護計画書において、実態に合わせた適切な変更がなされていなかった。</p> <p>利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成すること。</p>	恵那県事務所
9	訪問看護	4 報酬	深夜加算	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表3のイ注3 ・平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支店に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の2(11) 	<p>加算の対象となる時間帯のサービスについて、居宅サービス計画又は訪問看護計画に記載がないものを算定していた。</p> <p>居宅サービス計画又は訪問看護計画、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯がある場合に当該加算を算定するものとする。</p>	恵那県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	従業者の員数	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第92条第1項第1号	生活相談員について、サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上になるよう配置されていなかった。早急に適正な勤務体制を維持できるよう是正すること。	恵那県事務所
2	通所介護	3 運営	通所介護計画書の作成	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第96条第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の6(3)ウ	通所介護計画書にサービス提供の時間が明記されていなかったため、明記すること。	恵那県事務所
3	通所介護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表6の二	指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上となっていなかった。	恵那県事務所
4	通所介護	3 運営	通所介護計画書の作成	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第96条第2項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の6(3)ウ(ウ)	通所介護計画書が居宅サービス計画書の内容に沿って変更されていない事例が確認されたため、必要に応じて変更すること。	恵那県事務所
5	通所介護	1 人員	勤務体制の確保等	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第98条第1項	月ごとに作成している職員の勤務形態一覧表について、基準該当短期入所生活介護と一体的に作成されていたため、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めること。	恵那県事務所
6	通所リハビリテーション	1 人員	勤務体制の確保	・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第134条（第98条第1項準用） ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第115条の2第1項 ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の7(3)ク（第3の6(3)オ準用）	月ごとに作成している職員の勤務表について、他事業と一体的に作成されていたため、事業所ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別を明確にすること。また、勤務表には医師の勤務体制も記載すること。	恵那県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	1 人員	勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第155条（第98条第1項準用） ・岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の8(3)ト（第3の6(3)オ準用） 	<p>月ごとに作成している職員の勤務表について、事業所ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別を明確にすること。</p> <p>また、勤務表には医師の勤務体制も記載すること。</p>	恵那県事務所
2	特定施設入居者生活介護	4 報酬	看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表10のホ 	<p>看取り介護の開始前には、利用者又はその家族等に対して看取りに関する指針の内容を説明し同意を得ていたが、入居の際に、看取りに関する指針の内容を説明し同意を得ていなかった。入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。</p>	恵那県事務所
3	(介護予防)特定施設入居者生活介護	3 運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第216条 ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第203条 	<p>運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」が定められていなかったため、定めること。</p>	恵那県事務所

○令和5年度 運営指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第55条（第33条第2項第2号準用） ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第3の11（第2の3（30）イ（イ）準用） 	<p>感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針に、発生時の対応として以下の項目が記載されていないため、記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保健所、市町村との連携 ・施設内の連絡体制、行政への連絡体制 	恵那県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第55条（第41条準用） ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第3の11（第2の3の（37）ウ準用） 	<p>事故発生の防止のための委員会に施設外の第三者の立場にあるもの（以下、第三者委員という。）を活用すること。なお、第三者委員は安全対策の専門家であることが望ましい。</p>	恵那県事務所
3	介護老人福祉施設	3 運営	定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第54条 	<p>届出されているユニット数及びユニット定員が実態と異なっていたため、変更する場合は変更後10日以内に県へ届け出ること。</p>	恵那県事務所
4	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第52条 	<p>運営規程について、機能訓練指導員の記載がなかったため、記載すること。</p>	恵那県事務所
5	介護老人福祉施設	1 人員	勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第53条 	<p>入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、特に機能訓練指導員についての勤務の体制を定めておくこと。</p>	恵那県事務所
6	介護老人福祉施設	3 運営	身体拘束等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第79号）第16条第6項第2号 ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準要綱」第2の3（10）エ 	<p>身体的拘束等の適正化のための指針に、以下の項目が記載されていないため、記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 	恵那県事務所
7	介護老人保健施設	3 運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第80号）第51条第2号 	<p>運営規程にユニットの数及びユニットごとの入居定員が定められていなかったため、定めること。</p>	恵那県事務所
8	介護老人保健施設	3 運営	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第80号）第40条第1項第3号、第54条（第40条第1項第3号準用） ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準要綱」第2の3（35）ウ、第3の11（第2の3（35）ウ準用） ・平成30年10月岐阜県健康福祉部高齢福祉課「岐阜県介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応マニュアル」2（4）イ 	<p>事故発生の防止のための委員会の開催が2ヶ月に1回程度であったため、少なくとも月に1回以上開催すること。</p>	恵那県事務所